

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
科土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

台湾駐在員事務所設立パッケージ TWRO5 (中国大陸以外の国・地域で設立された会社に適用)

特に別記しない限り、本見積書で紹介される台湾駐在員事務所とは、外国会社が台湾の会社法に基づき台湾で設立する駐在員事務所を指します。

当パッケージは中国大陸以外の国・地域における居住者又は会社が台湾において駐在員事務所を設立することに適用されます。中国大陸で設立された会社、又は中国大陸居住者により所有される外国会社は、台湾で駐在員事務所を設立する場合には、当事務所の「大陸会社台湾駐在員事務所設立見積書」をご覧ください。

概要

当事務所は台湾駐在員事務所設立を代行する費用が 52,000 新台湾ドルです。設立パッケージの費用には当事務所のサービス費用、政府登記費用、及び台湾における会社口座の開設サービスが含まれていますが、台湾駐在員事務所設立に必要な登記住所サービスが含まれていません。前述のサービスは当事務所が提供できますが、その費用が別途相談となります。

台湾駐在員事務所を設立する際に、クライアント様は予定の駐在員事務所名称、本社及び訴訟及び非訴訟代理人(代表者)の身分証明書類(代表者の場合はパスポート、法人の場合は会社設立証書)、及びその住所証明書類(例えば、電気・水道・電話料金領収書等)、又は会社の登記住所等の書類と情報を提供する必要があります。

台湾駐在員事務所を設立する時間は、約 3~4 週間です。

台湾駐在員事務所の経營業務が規制対象に属することで、免許又は許可の別途申請が必要な場合には、当事務所は申請代行できますが、費用が別途相談となります。

外国会社の台湾駐在員事務所は直接的な営業活動を行うことができません。投資者は台湾において輸出入貿易業務に従事する場合、又はお客様にサービスを提供する場合には、有限会社又は支店の開設はお勧めです。

台湾駐在員事務所設立パッケージ

1. サービス範囲と費用

当事務所は台湾駐在員事務所設立を代行する費用が 52,000 新台幣ドルです。当該費用はすでに当事務所のサービス費用及び政府規定費用を含んでいます。費用詳細は以下の通りです。

1.1 設立前後の登記

- (1) 全ての登記申請書類の作成(例えば、駐在員事務所の登記申請フォーム、議事録、訴訟及び非訴訟代理人授權書等)
- (2) 当事務所の設立登記サービス費用と政府登記規定費用
- (3) 駐在員事務所登記証の申請と取得
- (4) 印鑑の作成

1.2 駐在員事務所口座の開設

駐在員事務所が正式に設立した後、本社は駐在員事務所の日常運営に必要な資金を振り込むために、台湾において銀行口座を開設しなければなりません。当事務所が口座開設手続きを代行しても、本人確認のために台湾駐在員事務所の代表者は自ら銀行に行く必要がありますのでご注意ください。駐在員事務所設立登記の全ての手続きが完了後、クライアント様は任意時点で自ら台湾に出向き、口座を開設することができます。又は書類の認証が完了後、約 10 営業日で政府により書類が審査批准された後に、クライアント様は現地に出向き、口座を開設することもできます。

1.3 税籍登記

台湾国税局に営利事業登記を申請し、税籍番号を取得します。税籍番号は税務上の登録番号です。駐在員事務所が税籍番号を取得したら、設立は完成になります。

2. オプションサービス

2.1 登記住所サービス

台湾において設立された全ての駐在員事務所は、設立登記申請を提出する前に、営業所を賃借しなければなりません。クライアント様は台湾の住所を自ら提供することができます。駐在員事務所設立登記用の台湾住所を当事務所が提供する場合には、54,000 新台幣ドル(1年間分)のサービス費用を別途請求します。当該住所が台湾税務局で登記される必要がありますので、もし当事務所の台湾住所を利用すれば、当事務所の会計記帳代行サービスも利用しなければなりません。記帳代行サービス費用は半年分(24,000 新台幣ドル)を予め請求します。

2.2 翻訳サービス

当パッケージの費用は書類の翻訳費用を含んでいません。台湾の公用語は中国語です。クライアント様が提供した議事録又は委任状等の登記書類は英語である場合、当該書類を中国語に翻訳する必要がある、又はクライアント様は英語版の登記申請書類が必要な場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、費用が別途相談となります。

3. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、会社設立サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPALでのお支払いを受け取ります。PAYPALで支払う場合には、別途5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

台湾の統一發票(公的な領収書)をご希望の場合は、5%の営業税(増値税)を別途支払う必要があります。

4. 設立所要時間

中国大陸以外の地域で設立された会社は、台湾で駐在員事務所を設立する場合、一般的に全ての設立登記手続きを完了する時間が約3~4週間です。具体的には下記の表をご覧ください。

| 順番 | 項目 | 対応者 | 所要時間 (営業日) |
|-------------|----------------------|--------|---------------------------------|
| 前期準備 | | | |
| 1 | オフィスの賃借 | 啓源/お客様 | 1 |
| 2 | 投資者の署名した訴訟及び非訟代理人授權書 | お客様 | お客様による |
| 3 | その他の書類と情報 | お客様 | お客様による |
| 登記申請 | | | |
| 4 | 經濟部工商登記(駐在員事務所登記証) | 啓源 | 10~12 |
| 5 | 印鑑作成 | 啓源 | 2 |
| 6 | 税籍登記 | 啓源 | 3 |
| 7 | 口座開設(銀行の審査時間による) | 啓源 | 5~10 |
| 合計 | | | 約3~4週間 (銀行口座開設を含まない) |

備考:

- 上記表の時間は、実際に関係機関の審査批准時間によって変わります。
- 上記表の時間は、クライアント様が緊密に協力していただくことを前提として計算されたものです。
- 上記表の時間は、特別な許可の申請時間を含んでいません(もし必要であれば)。

5. 必要書類

5.1 駐在員事務所名称の決定

2～3個の中国語(繁体字)の名称をご提供ください。

5.2 投資者身分証明書類

投資者の最新の身分証明書類(例えば、会社登記証明書又は営業許可証等の書類のコピー)をご提供ください。

5.3 台湾での訴訟及び非訴訟代理人授權書

外国の本社が台湾の責任者及び当該代理人の台湾での業務範囲を授權することが明記された訴訟及び非訴訟代理人授權委託書を1部ご提供ください。当パッケージは当該サービスを含んでいます。

5.4 台湾での訴訟及び非訴訟代理人の身分証明書類

指定された代理人は台湾居住者の場合、その身分証明書類のコピーが必要です。代理人が台湾の非居住者の場合、身分証明書類のコピー又は居留証のコピー又はパスポートのコピー、及び住所の記入、署名捺印が必要です。

5.5 オフィス賃貸借契約書、建物使用同意書と家屋税納税証明書

クライアント様が台湾の登記住所を自ら提供することができますが、当事務所が提供する登記住所サービスも利用可能です。当事務所の登記住所を利用する場合に、オフィス賃貸借契約書、建物使用同意書及び直近の家屋税納税証明書の別途提供が不要です。

5.6 営業範囲

台湾駐在員事務所の営業範囲(主な経營業務)をご提供ください。

6. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

1. 外国会社の届出承認書(中国語:報備核准函)
2. 外国会社の届出書(中国語:報備表)
3. 源泉徴収義務者登録承認書
4. 会社印と非訴訟代理人印(木造)

7. 年度維持費用

台湾駐在員事務所設立後、台湾法令の駐在員事務所に対する各規定に従わなければなりません。台湾駐在員事務所の毎年の維持に要する費用は下記表をご覧ください。

| 項目 | 内容 | 金額 (NTD) | 備考 |
|----|------------------|-------------|-------|
| 1 | 会計記帳費用 | 24,000 | |
| 2 | 各種の企業所得税申告 | 4,000 | |
| 3 | 基本賃金サービス | 2,500 | 一人につき |
| 4 | 登記住所サービス費用(翌年から) | 54,000 | |
| | 合計 | 84,500~ | |

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

参考資料:

1. 「台湾における駐在員事務所の基本特徴リスト」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/582.html>

2. 「台湾会社設立パッケージTWLLC05」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/53.html>